

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の翌
日とする)

目 次

◇ 告 示

保険薬剤師の登録（保険課）

保険薬剤師の登録の抹消（〃）

土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）（農村整備課）

土地改良事業の認可（〃）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇ 公安告示

遊技機の型式の検定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第八百九十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年十一月十三日

鳥取県知事 西

尾 邑

次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
立花 広志	鳥薬第七六六号	平成二年十月一日

鳥取県告示第八百九十六号

次のとおり保険薬剤師の登録の抹消があったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成二年十一月十三日

鳥取県知事 西

尾 邑

次

薬剤師の氏名	登録の記号及び番号	登録の抹消年月日
藤井 武雄	鳥葉第六九号	平成二年九月一日

鳥取県告示第八百九十七号

鹿野町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業今市地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成二年十一月十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鹿野町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十八号

中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）高橋地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
平成二年十一月十四日から二十日間
 - 三 縦覧に供する場所
中山町役場
 - 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第八百九十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、八束町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業安部地区暗きよ排水）を平成二年十一月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成二年十一月十四日から施行する。

平成二年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

第一号の表中	
祇園新道支店	広島市安佐南区中筋一丁目
祇園新道支店	広島市安佐南区中筋一丁目
五日市支店	広島市佐伯区五日市駅前三丁目

を
に改める。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成二年十一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 廣 吉 卓 藏

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	グランドエキサイトG ウイंक	株式会社ニューギン 株式会社三星
回胴式遊技機	アポロン	株式会社北電子